

第99号議案羽田新飛行経路の運用の賛否を問う品川区民投票条例を次のように修正する。

第4条1項中「3月」を削り、「一年」に改める。

第4条2項に次の1項を加える。

3 区民投票の実施は、区の財政に配慮した効率的な経費支出と投票率向上の観点から、本条例施行後に品川区内で最初に行われる公職選挙の投票日に合わせて行われること

第6条3項中「反対の記載欄に○の記号を」の次に「、どちらでもないとするときはどちらでもないの記載欄に○の記号を」を加える。

第7条1項中に「反対するときは反対」の次に「、どちらでもないとするときはどちらでもない」を加える。

第9条2項(2)中「のいずれにも」を削り、「反対の記載欄」の次に「及びどちらでもないの記載欄のうち複数に」を追加する。

第9条2項(5)中「反対の記載欄」の次に「又はどちらでもないの記載欄」を追加する。

第9条3項(2)中「とともに」を削り、「反対の文字」の次に「及びどちらでもない文字のうち複数」を追加する。

第9条3項(3)中「反対の文字」の次に「又はどちらでもない文字」を追加する。

第9条3項(4)中「反対の文字」の次に「又はどちらでもない文字」を追加する。

第9条3項(5)中「反対の文字」の次に「又はどちらでもない文字」を追加する。

第 10 条の次に第 11 条を以下のように新たに加える。

(成立要件)

第 11 条 区民投票において投票者数が投票資格者数の 25%に満たない場合、開票結果の効力を無効とする。

第 11 条を第 12 条に繰り下げる。

第 12 条を第 13 条とし、1 項中「反対」の次に「又はどちらでもない」を追加する。

第 13 条を第 14 条に繰り下げる。